

令和6年度情報メディア基盤センター教員活動評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（平成18年4月27日教育研究評議会了承（以下「実施要項」という。））5.に基づき、情報メディア基盤センターにおける教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 評価項目

（1）教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

（2）研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

（3）大学運営への貢献

- a. 全学・情報メディア基盤センターの各種委員の活動を行ったか
- b. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

（4）社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的審議会・委員会への貢献があるか
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

3. 各評価項目の職種別到達基準

教員個人の作成した令和5年度（必要に応じ平成31～令和4年度を含む）の教員活動報告書を基に、次表の基準で職種別に評価する。次表において記号は、P：教授、AP：准教授・講師、A：助教を対象とする基準であることを意味する。これらの記載がない基準は全ての職種に共通の基準とする。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1)a	学生による授業評価が極めて優れている。	Default値	学生による授業評価が極度に悪い。 正当な理由なく担当科目が2年間なし。
(1)b	P、AP：3年間で博士を多数（例えば3名以上）出した。 AP：3年間で修士を多数（例えば9名以上）出した。	Default値	長年にわたり、博士または修士を出していないなど、学生の指導を怠った。
(1)c	教育に関して工夫・改善で高い実績を挙げた。	Default値	工夫・改善への取り組み、次年度の目標の記述が乏しい。
(1)d	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default値	入試・教務関連で学長から処分。
(2)a	研究業績で受賞（口頭発表に対する賞等は除く）。 大規模な学会で基調講演を行った。 重要な発明をした。など	Default値	正当な理由なく論文・著書・解説・特許などが長期間なし。
(2)b	高額の外部資金（例えば、科研費基盤(A)・若手(A)）を獲得。 大型共同研究を組織。	Default値	研究開発成果、世界における位置づけ、中・長期研究・開発計画、次年度の目標などの記述が極めて乏しい。
(2)c	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default値	研究活動上の不正行為で学長から処分。
(3)a	管理職を2年務めた。 全学・情報メディア基盤センター・その他学内組織の委員会委員長またはWG主査を2年務めた。	Default値	P、AP：正当な理由なく各種委員を2年間担当しなかった。
(3)b	上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default値	運営面で学長から処分。
(4)a	日本学術会議登録学会の会長・理事となった。 学術雑誌の編集長などとなった。 国の審議会等の委員長となった。	Default値	学会活動に関して不正行為があった。
(4)b	社会貢献で表彰された。 上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default値	社会における不正で学長から処分。

4. 備考

- (1) 実施要項 3. (4) で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」(平成18年4月27日教育研究評議会了承)
 - 4. (3) で言及している「個人評価委員会(教員評価委員会)」は設置しない。
- (3) 同方針 5. に基づき、令和5年度に重点を置き、過去3年間の実績に対して評価する。ただし、令和6年度は、そこで言及している「5年間の実績」は、対象としない。
- (4) 学生の授業評価のデータは教員活動報告書への記載を求めず、原データにより(1)a.の評価を行うものとする。学長による処分のデータに基づく(1)d,(2)c,(3)b,(4)bの評価も同様とする。
- (5) 各教員は、活動報告書に記載出来なかった事項(休職等の個人的事情等)をセンター長宛親展学内便で7月末日までに提出する事ができる。また、センター長は活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (6) センター長は教育研究活動等を活性化するため、評価結果を活用するものとする。例えば、教員勤務実績評価に評価結果の一部を活用する。
- (7) センター長は、評価項目(1)cにおいて、教員が授業評価の結果に対して適切に対応しているかを確認し、評価の判定において考慮する。